

※ 令和3年12月20日「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会WG事業の在り方検討班」資料3（一部修正）

生活保護との関係について

【データに関する留意事項】

- ※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合研究調査会）
 - ・ 福祉事務所設置自治体（906自治体）に調査票を送付し、速報値として536件（都道府県33、政令指定都市14、特別区11、中核市49、一般市411、町村18）の回答を集計（回収率：59.2%）。
- ※ 令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）
 - ・ 福祉事務所設置自治体等（907自治体）に調査票を送付し、546件（都道府県39、基礎自治体507）の回答を集計（回収率：都道府県83.0%、基礎自治体59.0%）

議論の視点と資料構成

論点整理検討会第1回において示された議論の視点

- ・生活困窮者自立支援制度における生活保護受給者に対する支援の在り方について
 - － 生活保護受給者も含めた一体的な支援の在り方の検討

第1回論点整理検討会における主な意見について

- 自営業の方は、運転資金を借金ができる状態であることが大事。そういう方への入りやすく出やすい生活保障・生活保護の在り方についても考える必要があるのではないか。（勝部構成員）
- コロナ禍でも生活保護が想像以上に増えなかった。本来アクセスすべき人がアクセスできていない背景を分析する必要があるのではないか。（駒村構成員）
- 生活保護との間の切れ目のない、一体的な支援を実施することが大事。生活保護制度の在り方について、改めて、制度全体を俯瞰して議論する場が必要ではないか。また、国と地方の実務者協議の議論と本検討会の議論の連携の場を作ることも必要。（新保構成員）

第1回ワーキンググループ（11月22日合同開催）における主な意見について

- コロナ禍で生活保護の受給者がそれほど増加していない要因の分析が必要。生活保護制度をもっと入りやすく、出やすい制度にしていくことが、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の一体的な支援につながっていく。（藤森構成員）

生活困窮者自立支援法と生活保護法の関係

- 生活困窮者自立支援法は、生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして制度化され、目的・対象者の規定ぶりや事務の性質が異なる法体系となっている。

	生活困窮者自立支援法 (平成25年法律第105号)	生活保護法 (昭和25年法律第144号)
目的	第一条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。	第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。
対象者	第三条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。 2～7 (略)	第六条 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。 2 この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。 3～5 (略)
事務の性質	☐ 自治事務	☐ 法定受託事務 (保護の決定、変更、廃止、指導・指示等) ☐ 自治事務 (要保護者に対する相談・助言、就労支援事業)

対象者別の事業の関係

- 本人が必要とする支援の内容を起点に、自立に向けた生活全般の支援等について、生活困窮者を対象とするものと要保護者を対象とするものを整理すると、以下のとおり。

自立に向けた生活全般の支援等	生活困窮者を対象とするもの	要保護者を対象とするもの
1 自立に向けた生活全般の支援	自立相談支援事業（法第4条第1項）	援助方針の策定 等
		要保護者に対する相談・助言（法第27条の2）等
(1) 就労支援	自立相談支援事業の就労支援員（〃）	被保護者就労支援事業（法第55条の7）
① ハローワークとの連携	生活保護受給者等就労自立促進事業（就職支援ナビゲーター）（予算事業）	
② 就労準備支援	就労準備支援事業（法第7条第1項）	被保護者就労準備支援事業（予算事業）
③ 中間的就労	認定就労訓練事業（法第16条）	左記の利用が可能
(2) 金銭管理面の支援	—	自立支援プログラムによる金銭管理 等
(3) 家計管理能力の支援	家計改善支援事業（法第7条第1項）	被保護者家計改善支援事業（予算事業）
(4) 居住支援	地域居住支援事業（法第7条第2項）	居住不安定者等居宅生活移行支援事業（予算事業）
2 子どもの学習・生活支援	子どもの学習・生活支援事業（法第7条第2項）	左記の利用が可能

前回改正時の対応

全般

- 生活困窮者自立支援法第23条に生活保護制度との連携に関する規定を新設。
 - ※ 生活保護法第81条の3にも生活困窮者自立支援制度との連携に関する規定を新設。

(情報提供等)

第二十三条 都道府県等は、第七条第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに同条第二項各号に掲げる事業を行うに当たって、生活保護法第六条第二項に規定する要保護者となるおそれが高い者を把握したときは、当該者に対し、同法に基づく保護又は給付金若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるものとする。

- 生活困窮者自立支援法第23条の規定等を踏まえ、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携通知を改正し、一体的な支援に係る記載を追記。

就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施

- 生活困窮者自立支援法の就労準備支援事業及び家計改善支援事業の適切な実施等に関する指針（平成30年厚生労働省告示第343号）において、被保護者に対する就労準備支援・家計改善支援と一体的に実施し、切れ目のない支援を行う旨を記載。

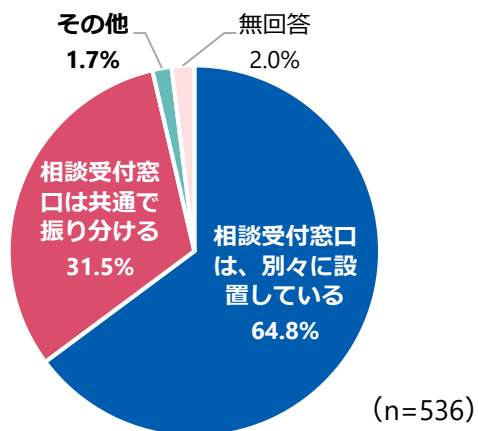
その他生活保護分野における改正事項

- 生活保護法の改正により、単独での居住が困難な方への日常生活支援を、良質なサービスの基準を満たす無料低額宿泊所等（日常生活支援住居施設）において実施。
- 生活保護法の改正により、「被保護者健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進。
- 生活保護受給者の自立助長の観点から、家計に関する課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施（予算事業）。
 - ※ 生活困窮者と被保護者に対する支援については、法律上、支援対象が明確に分けられていることから、別々の事業として実施しなければならない（子どもの学習・生活支援事業を除く）。

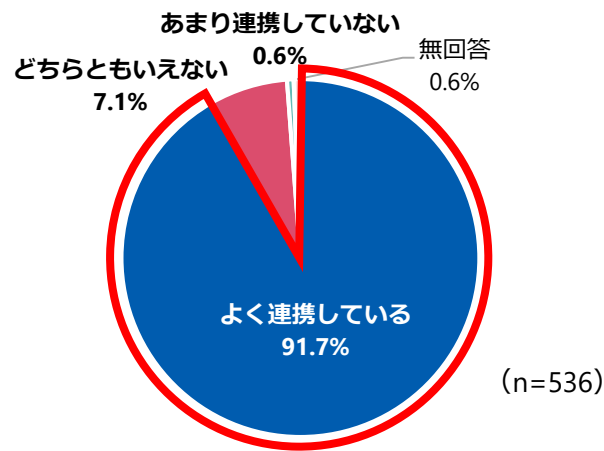
生活保護制度との連携状況

- 相談受付窓口については、約65%の自治体が別々に設置し、約32%の自治体が共通の窓口を設置している。
- 連携状況については、約92%の自治体が「よく連携している」と回答。連携のための取組内容としては、「日常的に意見・情報交換を行っている」が最も多く、逆に「勉強会等により、理念や支援方法への理解を深めている」、「就労訓練等の事業者や就労先等を共有している」は少ない。

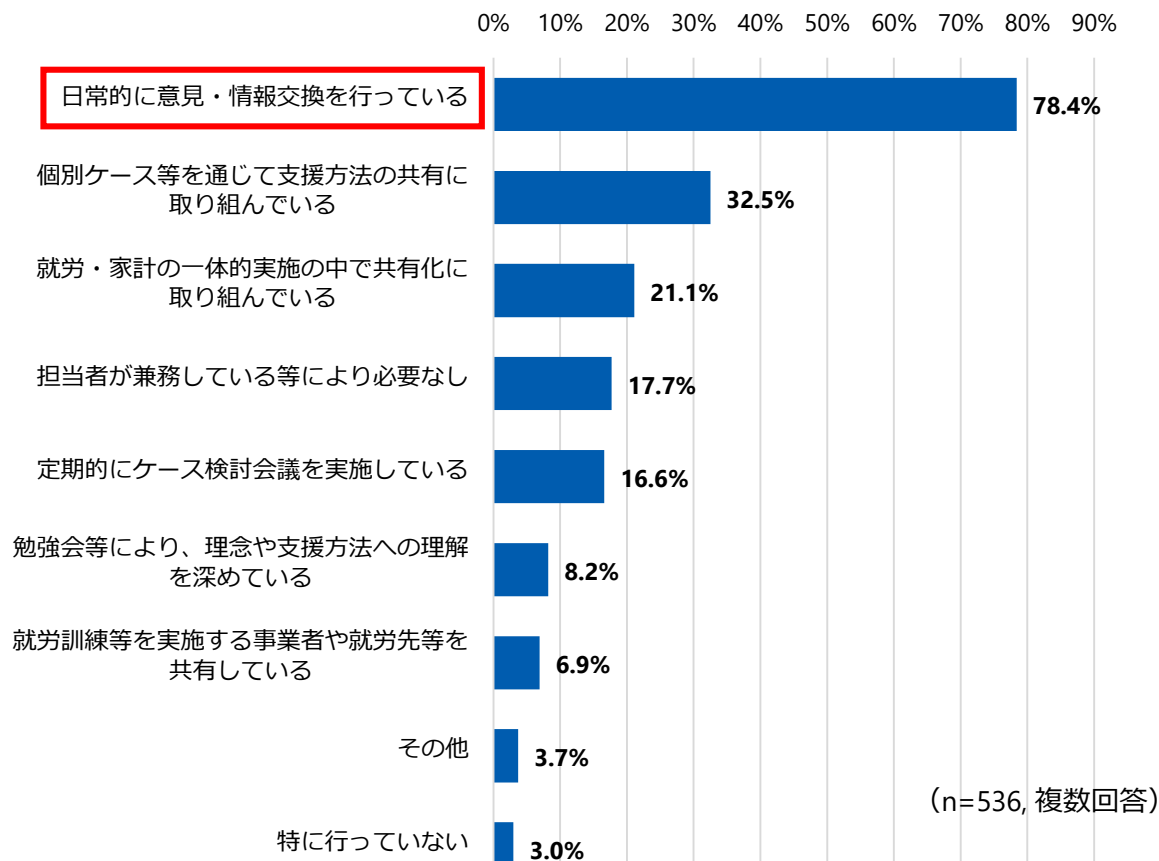
相談窓口の体制



連携状況



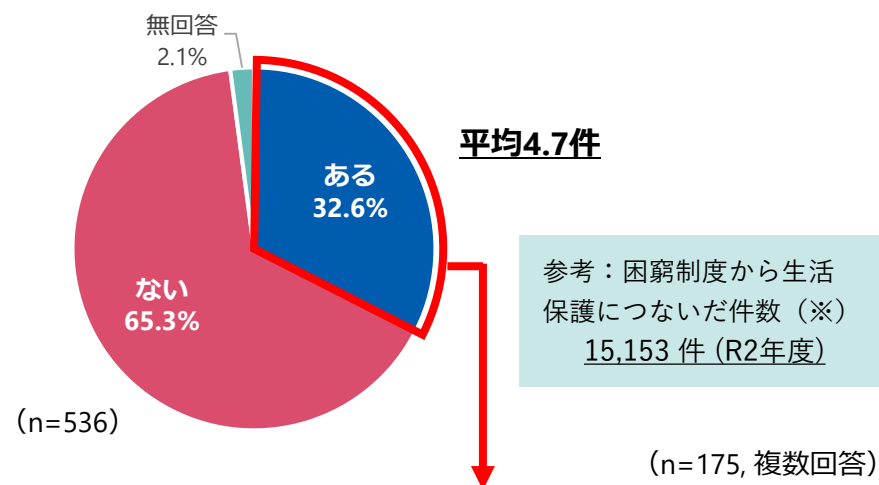
連携のための取組内容



生活保護制度から生活困窮者自立支援制度に移行するケース

- 令和2年度中に、生活保護を廃止したケースから困窮制度へ移行されたケースがある自治体は約33%あり、平均のケース数は4.7件だった。移行にあたっての課題としては、特に課題が見られない自治体が4割近くである一方、約19%の自治体が「移行後の本人との関係性の構築が難しい」という課題を挙げた。

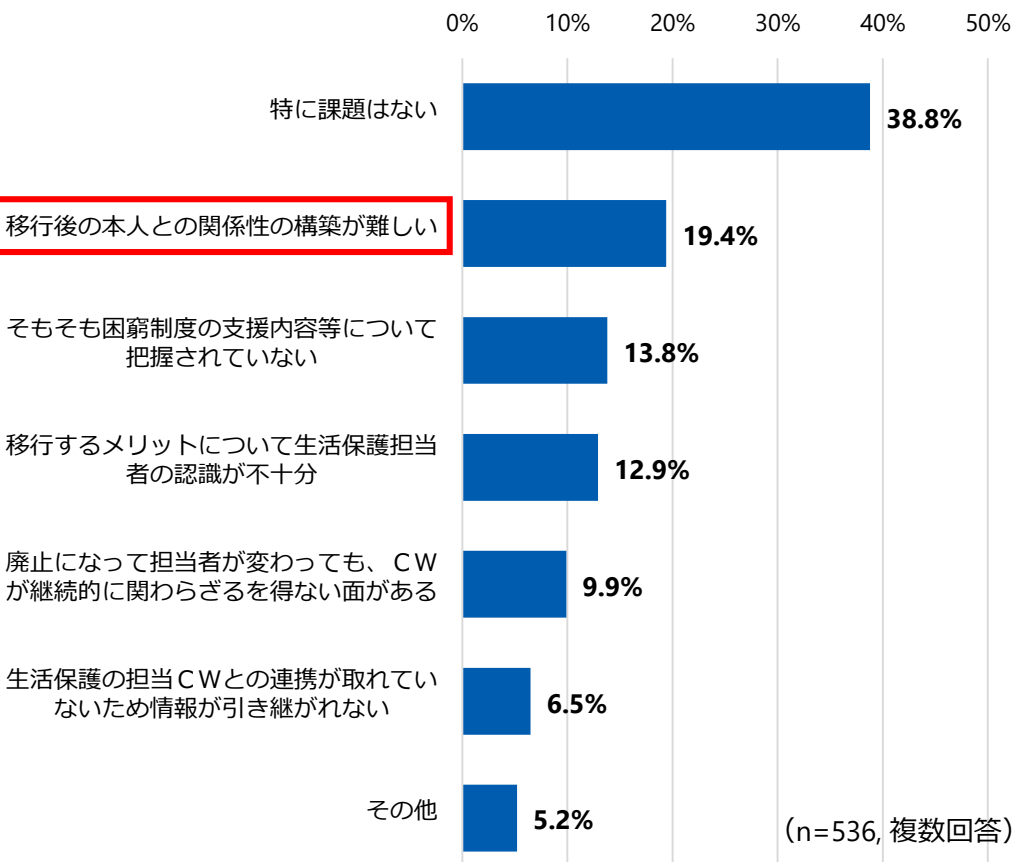
令和2年度中に、生活保護を廃止したケースから困窮制度へ移行されたケース



就労による収入の増加・取得により保護廃止となったものの、職場定着等に不安がある	118件 (67.4%)
金銭管理に不安がある	77件 (44.0%)
一時的な増収により保護廃止となったが、就労経験もほとんどなく、安定的な収入確保を見込むことができない	70件 (40.0%)
社会的なつながりが不十分なため、本人が困ったときに地域に頼れる人・相談できる人がいない	69件 (39.4%)
その他	22件 (12.6%)

（※）生活困窮者自立支援統計システムより、スクリーニングの結果、他の制度や専門機関で対応が可能でありつなぐこととされた件数のうち、生活保護担当部署につないだ件数を抽出。

移行にあたっての課題

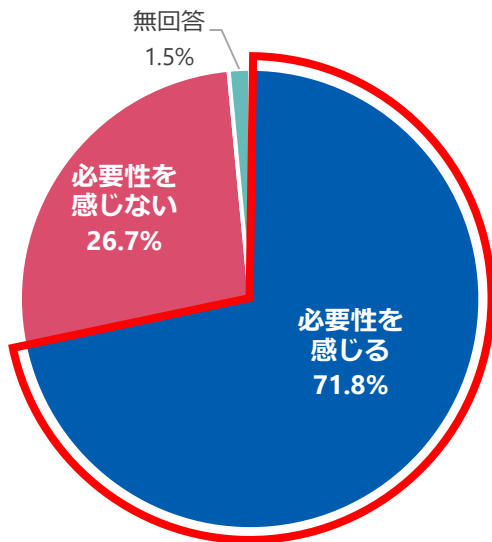


※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合研究調査会）

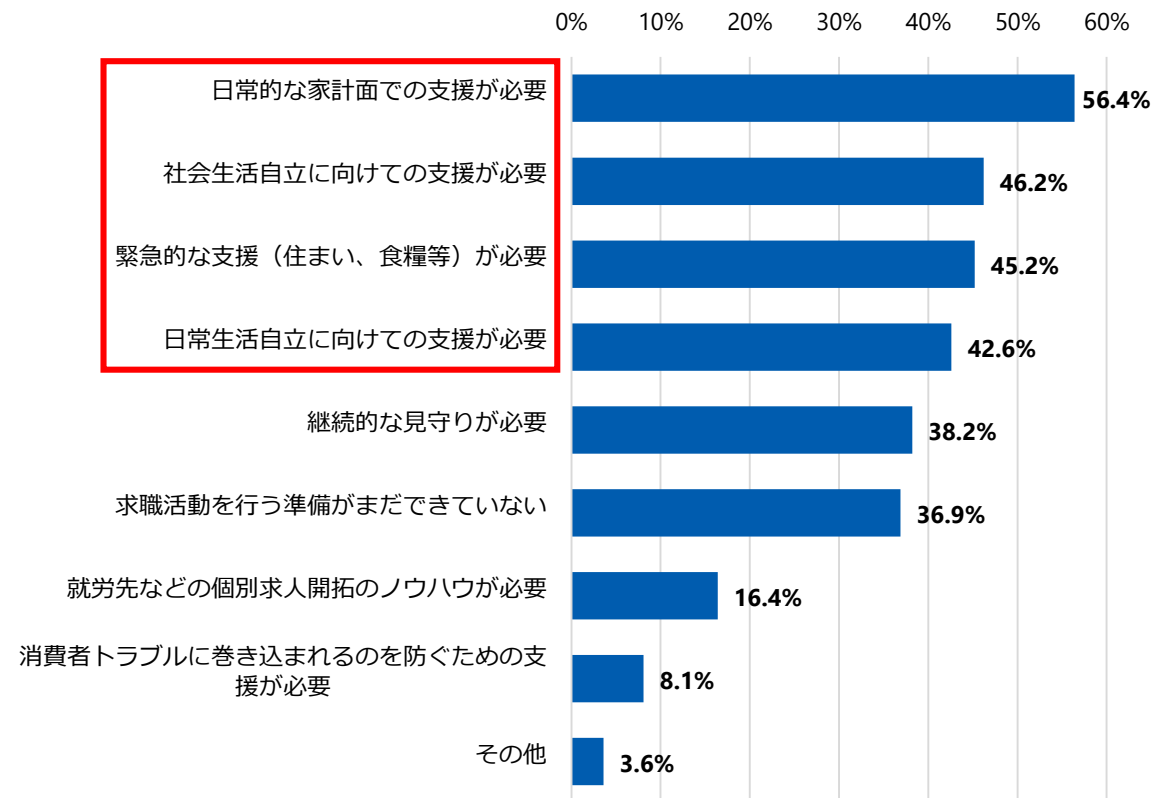
生活保護受給者に対する困窮制度による支援の必要性

- 生活保護受給者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の必要性について、約72%の自治体が必要性を感じると回答した。
- 支援を必要とするケースとしては、4割以上の自治体が「日常的な家計面での支援」、「社会生活自立・日常生活自立に向けての支援」、「緊急的な支援」が必要と回答した。

生活保護受給者に対する困窮制度による支援の必要性



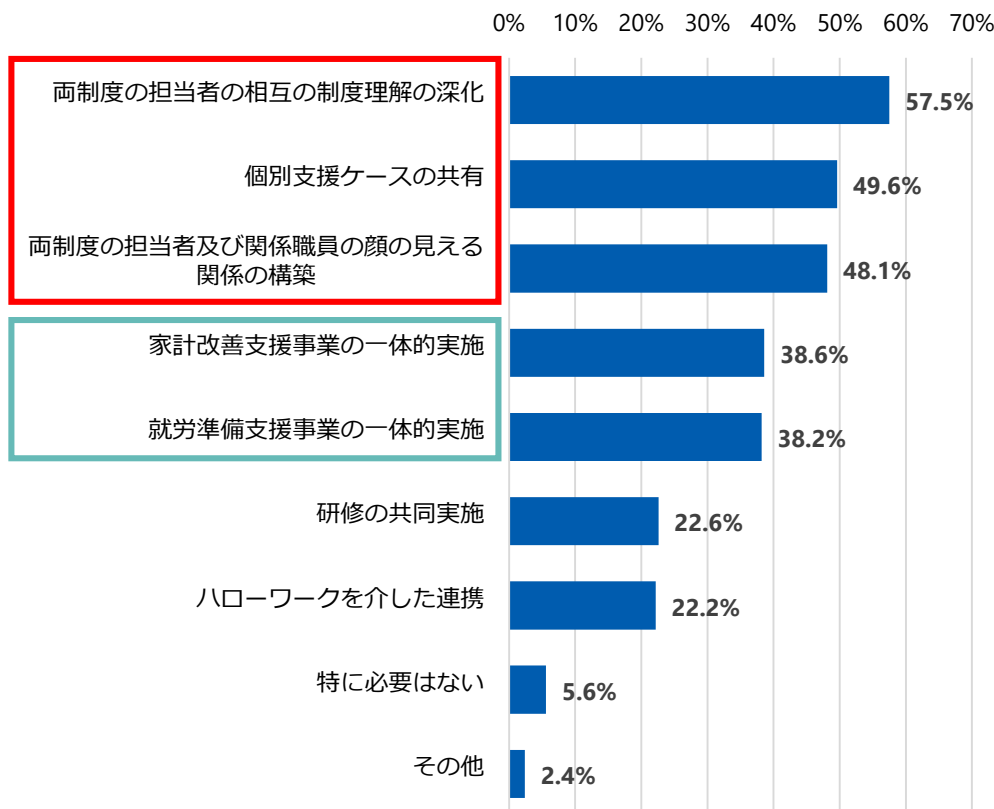
支援を必要とするケースの概要



連携強化に向けた取組や両制度の共通点・相違点

- 連携強化に必要な取組としては、「両制度の担当者の相互の制度理解の深化」、「個別支援ケースの共有」、「顔の見える関係の構築」の順に多かった。次いで、「就労準備支援事業の一体的実施」と「家計改善支援事業の一体的実施」についても4割近い回答があった。

連携強化に必要な取組



困窮制度による支援と保護の実施の共通点・相違点（例）

【共通点】

- ・ 自立に向けた支援
- ・ 本人の尊厳の確保、本人の意思の尊重
- ・ 信頼関係の構築 等

【相違点】

- ・ 指導指示等の強制力の有無
- ・ 金銭給付の有無
- ・ 就労意欲
- ・ 個人情報の把握の程度（資産調査等の有無）
- ・ 支援期間（被保護者は生活が保障されているため、時間をかけた支援が可能だが、生活困窮者はまとまった生活費が無い場合が多く、短期間で就労する必要）
- ・ 実施者（生活保護は自治体職員がケースワーカーとなるが、困窮制度は委託が多い）
- ・ 地域支援（地域づくり）や地域福祉の要素の有無
- ・ 困窮制度では医療面のフォローができない 等

（自由記入欄より主な回答を要約）

就労支援関係事業の実施状況

○ 自立相談支援事業における就労支援は約51%、就労準備支援事業については約91%の自治体が、被保護者を対象とした事業と一体的に実施している。

※ 一体的実施とは、同一法人に委託している場合や、いずれも直営で実施している場合、異なる主体が連携して実施している場合等を指す。

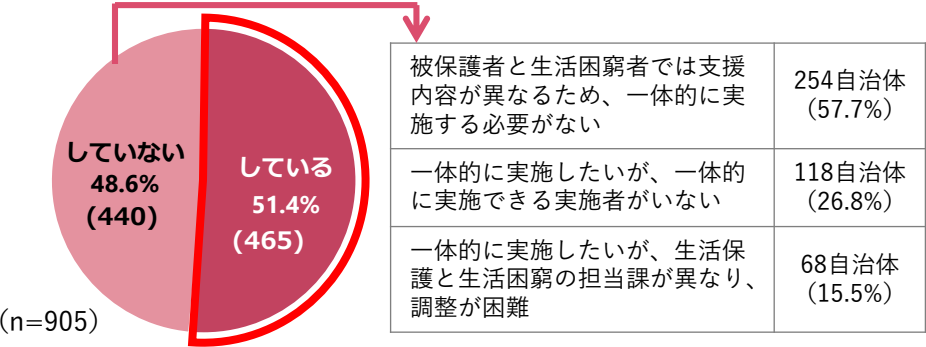
1. 就労支援関係事業の実績（生活困窮者自立支援制度・生活保護制度）

（複数の支援事業に参加した者は重複して計上）

生活困窮者自立支援制度	令和2年度実績等	生活保護制度	令和元年度実績等※令和2年度については集計中
就労支援対象者（ニーズ量）	約7.6万人	事業支援対象者（ニーズ量）	約19万人（※）
自立相談支援事業の就労支援	56,337件（905自治体）	被保護者就労支援事業	67,485人（905自治体）
生活保護受給者等就労自立促進事業	29,688件	生活保護受給者等就労自立促進事業	53,354人
生活困窮者就労準備支援事業	4,683件（542自治体）	被保護者就労準備支援事業	6,702人（294自治体）
認定就労訓練事業	547件		

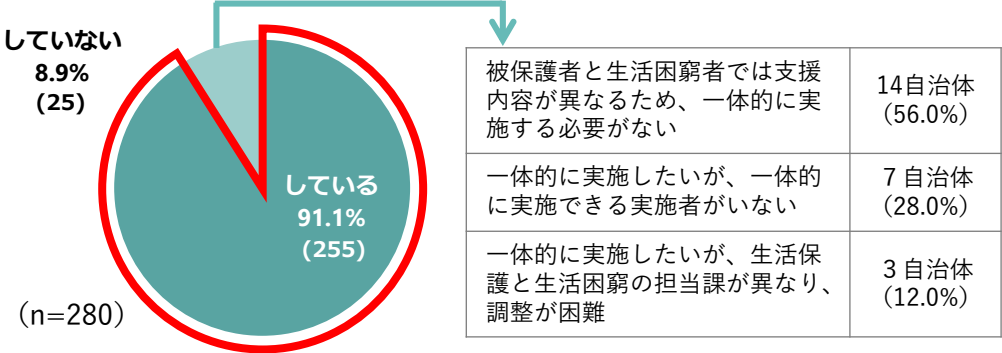
（※）保護の実施機関が就労可能とする被保護者の数。就労中の者や就労支援事業等に参加せずに就労活動を行っている者等を含む。

2. 自立相談支援事業と被保護者就労支援事業との一体的実施（令和元年度）



3. 就労準備支援事業の一体的実施（令和元年度）

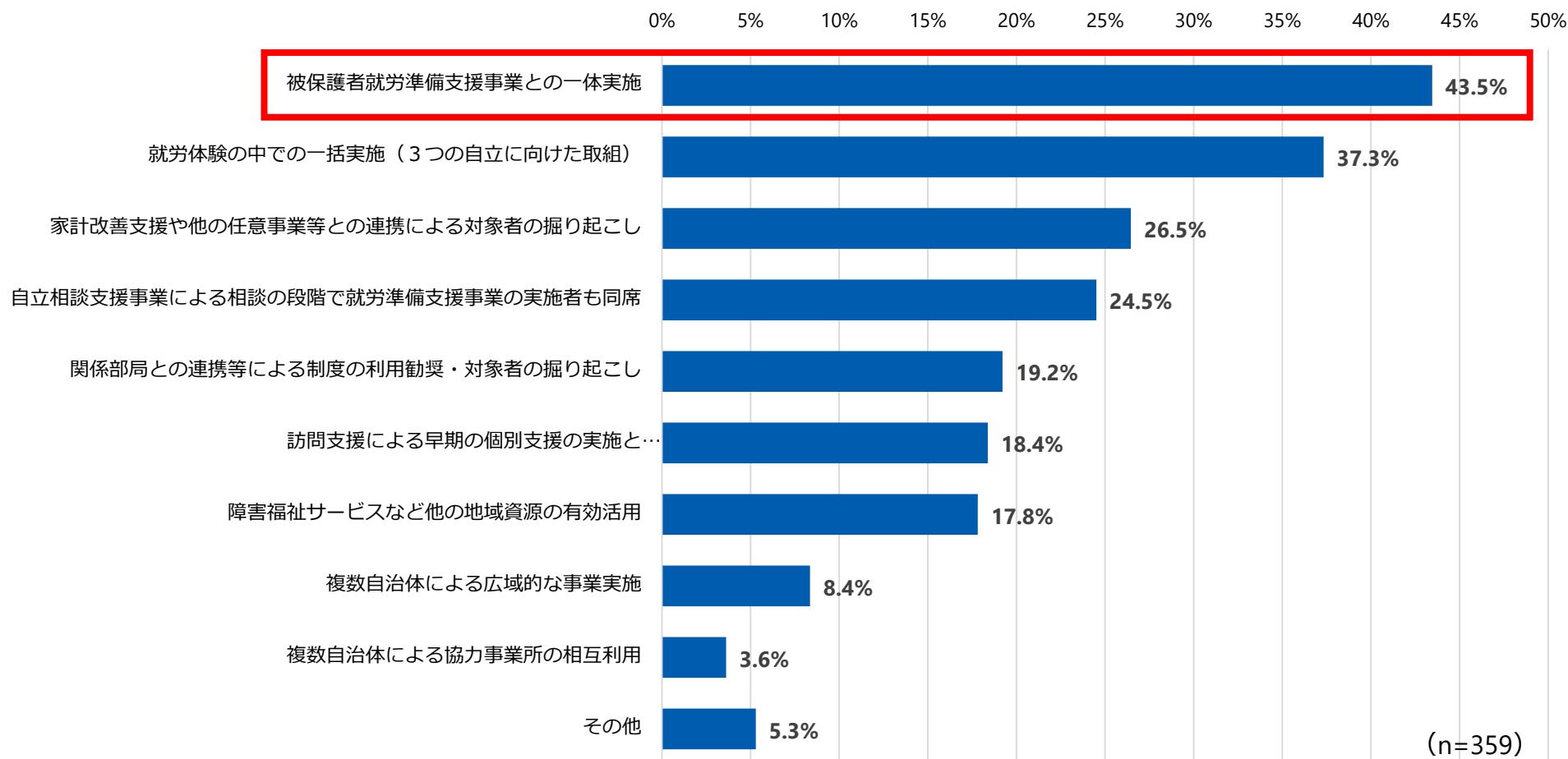
※ 令和元年度に生活困窮者就労準備支援事業を実施した496自治体のうち、被保護者就労準備支援事業も実施した自治体は280自治体。



※ 出典：1は令和2年度支援状況調査・令和元年度における就労支援等の状況調査・令和元年度就労支援促進計画の実績評価及び令和2年度就労支援促進計画・平成31年度生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の国庫負担（補助）協議より。2は令和元年度事業実績調査。3は令和元年度事業実績調査と被保護者就労準備支援事業の実施状況を突合して算出。

就労準備支援事業を効果的に進める取組

- 就労準備支援事業を効果的に進めるために取り組んでいるもののうち、特に事業効果につながっている取組として、「被保護者就労準備支援事業との一体実施」と回答したのが自治体が43.5%と最も多かった。



被保護者就労支援事業について(改正生活保護法)

概要

- 被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、被保護者の就労支援に関する問題について、福祉事務所に配置された就労支援員が被保護者の相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う。法第55条の7に基づく必須事業。(平成27年4月施行)
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村(社会福祉法人、NPO等に委託可)
- 負担割合は、国3/4 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村1/4 令和3年度予算額：64.1億円
- 就労支援員の配置状況：2,941名(令和3年3月現在)(配置目安はその他世帯120世帯に対して1名)
- 直営実施：82.8% 委託実施：12.3% 直営+委託5.0%(令和3年3月現在)

事業内容

<就労支援>

- 相談、助言
被保護者の就労に関する相談・助言
- 求職活動への支援
履歴書の書き方、面接の受け方等についての助言
- 求職活動への同行
ハローワーク等での求職活動、企業面接などに同行
- 連絡調整
ハローワーク等の関係機関との必要な連絡・調整
- 個別求人開拓
本人希望等を踏まえた個別の求人開拓
- 定着支援
就労後のフォローアップの実施

<就労支援連携体制の構築>

- 被保護者の就労支援体制に関する課題の共有や個別求人開拓等を円滑に実施できるよう、関係機関が参画する就労支援の連携体制を構築

(求人開拓等)

地域の情報(福祉ニーズ、地域課題等)の集約、新たな就労(個々の状況に応じた就労、中間的就労、就労体験、居場所)の場の発掘を実施

(連携機関)

福祉事務所・相談支援事業所(就労支援員)、ハローワーク、社会福祉法人、農業団体、商工会議所等

個々の状況に応じた支援

就労

中間就労

就労体験

<稼働能力判定会議等の開催>

- 稼働能力や適性職種等の検討にあたり、専門的知識のある者で構成する会議等を開催

第五十五条の七 保護の実施機関は、就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業(以下「被保護者就労支援事業」という。)を実施するものとする。

事業の流れ(イメージ)

アセスメント

個別シートの作成・見直し

自立阻害要因の把握

対象者の選定

支援方針の決定

説明と同意

具体的支援

支援状況の確認

支援終了

被保護者就労準備支援事業について

概要

- 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施する。（平成27年4月9日社援保発0409第1号「被保護者就労準備支援事業（一般事業）の実施について」に基づく任意事業）
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人、NPO等に委託可）
- 負担割合は、国2/3 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村1/3 令和3年度予算額：29.1億円
- 実施自治体数：319自治体（令和2年度実績）

事業内容

<一般事業>

一般就労に向けた準備段階の支援として、以下の（１）～（３）の支援を計画的かつ一貫して実施する。

（１）日常生活自立に関する支援

適切な生活習慣の形成を促すため、規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取などに関する助言・指導・適切な身だしなみに関する助言、指導等を実施。

（２）社会生活自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事務所での職場見学、ボランティア活動等を実施。

（３）就労自立に関する支援

就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を実施。

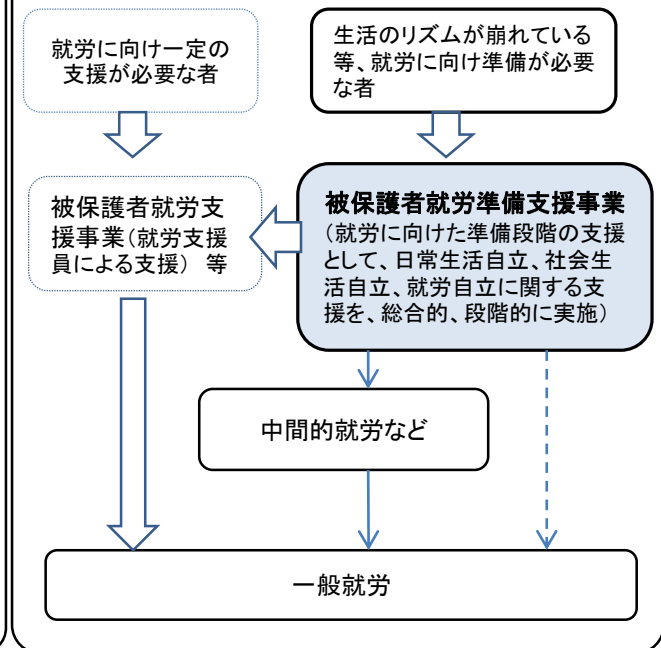
<就農訓練事業>（平成28年4月より開始）

- 農業体験・研修を実施し、就農・社会参加促進を支援するとともに、訓練終了後は、本人の適性や希望などを踏まえて、就農を含めて就労を支援する。

<福祉専門職との連携支援事業>（平成29年4月より開始）

- 障害者等への就労支援により培ったアセスメント技術などのノウハウを持った福祉専門職の知識や技術を生活困窮者等への就労準備支援に活用する。

支援の流れ（イメージ）



状態像に合わせた支援メニューの例

・ワークショップ ・セミナー ・グループワーク
・職場見学 ・就労体験 ・模擬面接
・ボランティア活動への参加 等

（生活・健康講座）



（農作業体験）



（封入作業）



（PC講座）



（就職面接等の講座）



家計改善支援事業の実施状況

○ 家計改善支援事業については、実施自治体のうち約 8 %の自治体が、被保護者家計改善支援事業を実施しており、そのうち約95%が被保護者家計改善支援事業と一体的に実施している。

1. 家計改善支援事業の実績（生活困窮者自立支援法・生活保護法）

【生活困窮者自立支援制度】

	令和 2 年度実績
生活困窮者家計改善支援事業	19,175件（559自治体）

【生活保護制度】

	令和 2 年度実績
被保護者家計改善支援事業	64自治体（※）

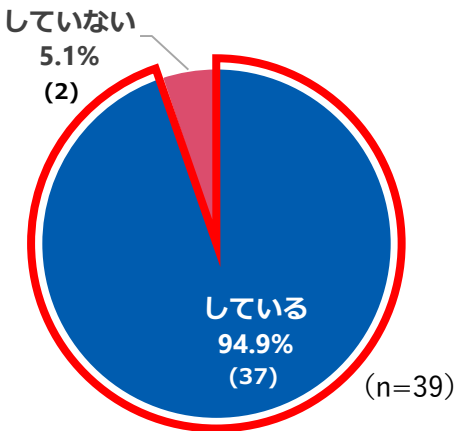
（※）件数の調査は行っていない。

2. 被保護者家計改善支援事業との一体的実施（令和元年度）

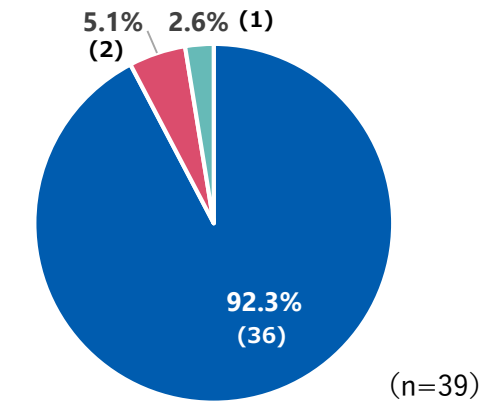
生活困窮者家計改善支援事業と被保護者家計改善支援事業のいずれも実施している	41自治体 (8.3%)
---------------------------------------	-----------------

※ 令和元年度の生活困窮者家計改善支援事業実施自治体数：494自治体
令和元年度の被保護者家計改善支援事業実施自治体数：43自治体

※ 41自治体のうち、令和元年度事業実績調査において、被保護者家計改善支援事業との一体的実施について回答のあった39自治体の結果を集計



3. 被保護者家計改善支援事業の実施者（令和元年度）



- 同じ実施者が実施
- 同じ実施者が実施しているが、別の実施者もあり
- 別々の実施者が実施

※ 出典： 1は令和2年度支援状況調査・令和2年度生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金国庫負担（補助）協議より。 2、3ともに令和元年度事業実績調査より引用。

家計に関する課題を抱える世帯への家計改善支援について【制度概要】

【通知名】 「被保護者家計改善支援事業の実施について」（平成30年3月30日社援保発0330第12号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）
＜一部改正（平成31年3月29日社援保発0329第4号）＞

基本的主旨

- 生活保護受給者を含む生活困窮者については、家計の状況を把握することが難しい方や中長期的な生活設計を立てた上で日々の生活を組み立てることが難しい方が存在することが指摘されている。
- 生活保護受給世帯については、就労等により生活保護から脱却した場合に、新たに税・保険料の支払いなど、家計の状況に変化が生じるが、生活保護受給中から家計管理のスキルを身につけ、円滑に安定した家計管理に円滑に移行することにより、保護脱却後に再び生活保護の受給に至ることを防止することが期待される。
- こうしたことを踏まえ、生活保護受給者の自立助長の観点から、家計に関する課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施することとした。

※ これまで、生活保護受給者の家計管理の支援は、平成25年法改正により「収入、支出その他生計の状況を適切に把握する」ことが生活上の義務として規定されたことも踏まえ、これまでは自立支援プログラムの一環として支援を行っている自治体もあった。

主な対象者

- 家計に関する課題を抱えており、自立を助長する観点から家計改善支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯。

（具体例）

- ・ 過去に家賃、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料、税金の滞納や延滞をしたことがある世帯
- ・ 債務整理を法律専門家に依頼している世帯
- ・ 就労収入が毎月一定でない世帯や児童手当、児童扶養手当等を受給しており月によって収入が異なる世帯
- ・ 過去の職歴や生活歴、生活保護の申請理由等から貯蓄に関する意識が比較的低いと考えられる世帯。特に、かつて生活保護を受けていたことがあり、再度保護に至った世帯
- ・ 生活困窮者自立支援制度の家計改善支援を受けていた世帯が被保護世帯となった場合
- ・ 世帯状況等の変化により、家計の状態も大きく変化した場合 等

実施方法

- 生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業が実施されている場合は、当該事業者との一体的実施に努めること。
- 改善支援に従事する者は、厚生労働省が実施する家計改善支援事業従事者養成研修を終了した者が望ましい。

事業内容

- 相談受付 → アセスメント → 家計再生プランの策定 → 支援の提供 → モニタリング → プラン評価
 - ・ 相談時家計表の作成等
 - ・ 家計管理に関する支援
 - ・ 滞納の解消 等

※ 本事業による支援は、従来の自立支援プログラム等により実施されていた、生活保護費の分割支給や預貯金通帳の保管等、金品を直接扱うものとは異なるもの。

居住不安定者等居宅生活移行支援事業の創設

令和3年度予算：7.4億円

事業概要

- 令和2年度第2次補正予算において、生活困窮者と生活保護受給者の住まい対策を一体的に支援する「居宅生活移行緊急支援事業」を新設。
- 支援対象者の狭間を無くすとともに、居住の確保とその後の安定した住まいを継続的に支援することを可能とし、長期化すると見込まれる居住不安定者に対する支援を実施（令和2年度第2次補正予算「居宅生活移行緊急支援事業」から継続的な実施が可能な仕組み）

事業内容

生活困窮者及び生活保護受給者のうち、居宅生活への移行に際して支援を必要とする者に対して、転居先となる居宅の確保に関する支援、各種契約手続等に関する助言等の居宅生活に移行するための支援及び居宅生活移行後に安定した生活を営むための定着支援を実施する。

（1）居宅生活移行に向けた相談支援

生活困窮者及び生活保護受給者に対して、居宅生活に移行すること及び移行後の転居先となる住宅に関して、希望や意向を聴取するとともに、転居先候補の紹介や不動産業者への同行、契約手続き等に関する助言等の居宅生活の移行に向けた相談支援を行う。

（2）居宅生活移行後に安定した生活を継続するための定着支援

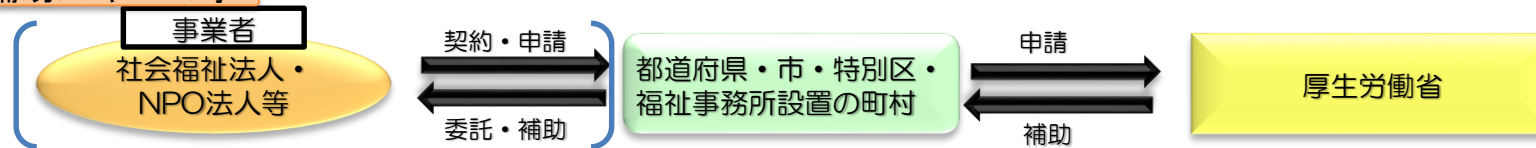
居宅生活に移行した者に対して、居宅生活を送る上での困りごと等に関する相談や緊急時の連絡への対応を行うほか、定期的な巡回や電話により、食事や洗濯、掃除、ゴミ出し等の生活状況及び公共料金等の支払い状況の確認並びに必要に応じた助言等を実施する。

（3）入居しやすい住宅の確保等に向けた取組

① 居住支援法人を活用した不動産業者との調整による転居先の開拓、セーフティネット住宅を含む連帯保証人を設けることを入居条件としないなどの生活困窮者等が入居しやすい住宅のリスト化等の転居先候補となる住宅の確保に向けた取組

② 居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、介護サービス事業者等の関係機関との連絡調整体制の構築

補助スキーム等



（1）実施主体：都道府県、市、特別区及び福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人等の民間団体への委託・補助も可能）

（2）補助率：国3／4、自治体1／4

検討の視点

現状・課題

- 平成30年の改正も踏まえ、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の連携が推進されてきた。他方で、令和2年度中に生活保護から生活困窮者自立支援制度に移行したケースがあると回答した自治体は全体の約3分の1にとどまっており、本人との関係性の構築など、移行にあたっての課題も指摘されている。

- 生活困窮者と被保護者に対する支援については、法律上、支援対象が明確に分けられていることから、別々の事業として実施している。

他方で、生活保護受給者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の必要性については、約7割の自治体が必要があると回答し、特に日常的な家計面での支援が必要との回答が半数を超えた。

また、就労準備支援事業や家計改善支援事業の一体的実施について、生活困窮と生活保護のいずれの事業も実施している自治体においては、両事業を一体的に実施している自治体が9割を超えている。

検討の視点

- 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携を一層強化するため、どのような取組が考えられるか。

- すでに一体的実施が進められている就労準備支援事業と家計改善支援事業を中心として、生活保護受給者も含めた一体的な支援の在り方についてどのように考えるか。

また、一体的な支援を行う際にどのような点に留意すべきか。

参考資料

大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯への家計相談支援【制度概要】

基本的主旨

- 大学等に進学する子どもがいる世帯が進学費用等を用意するような場合には、本人のアルバイト代や家計のやりくり等により、受験料等の費用を収入認定から除外し、貯蓄することが認められているほか、進学費用について奨学金や生活福祉資金貸付による教育支援資金の貸付を受けることにより進学費用を工面する場合がある。このような世帯についても、進学前の段階から進学に向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う家計相談支援を行うことにより、子どもの進学や世帯全体の自立を促進することが期待される。
- こうしたことを踏まえ、生活保護受給者の自立助長の観点から、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する家計相談支援を実施する

主な対象者

- 大学等への進学に伴い自立が見込まれる子どもがいる被保護世帯。
※高校3年生だけでなく、1年生、2年生がいる世帯についても積極的に支援の対象としている。

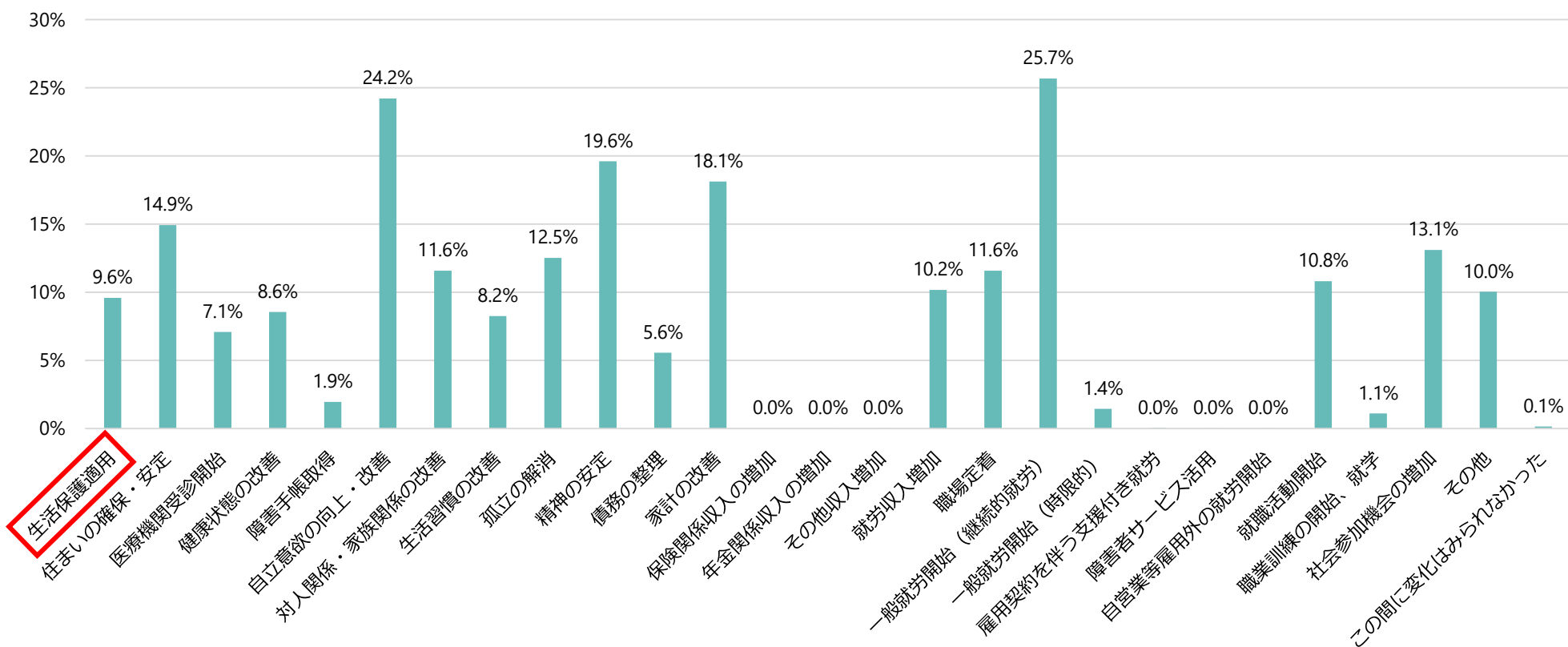
支援内容

- 希望する進路への進学に要する費用の相談、助言
- 利用可能な奨学金や貸付制度の紹介 等

プラン作成対象者における変化

- 「一般就労開始（継続的就労）」、「自立意欲の向上・改善」については、2割以上の対象者に変化が見られた。一方、「この間に変化はみられなかった」は0.1%であり、ほとんどのプラン作成対象者においては、何らかの変化が生じていることがわかる。

見られた変化（2020年4月～2021年1月）

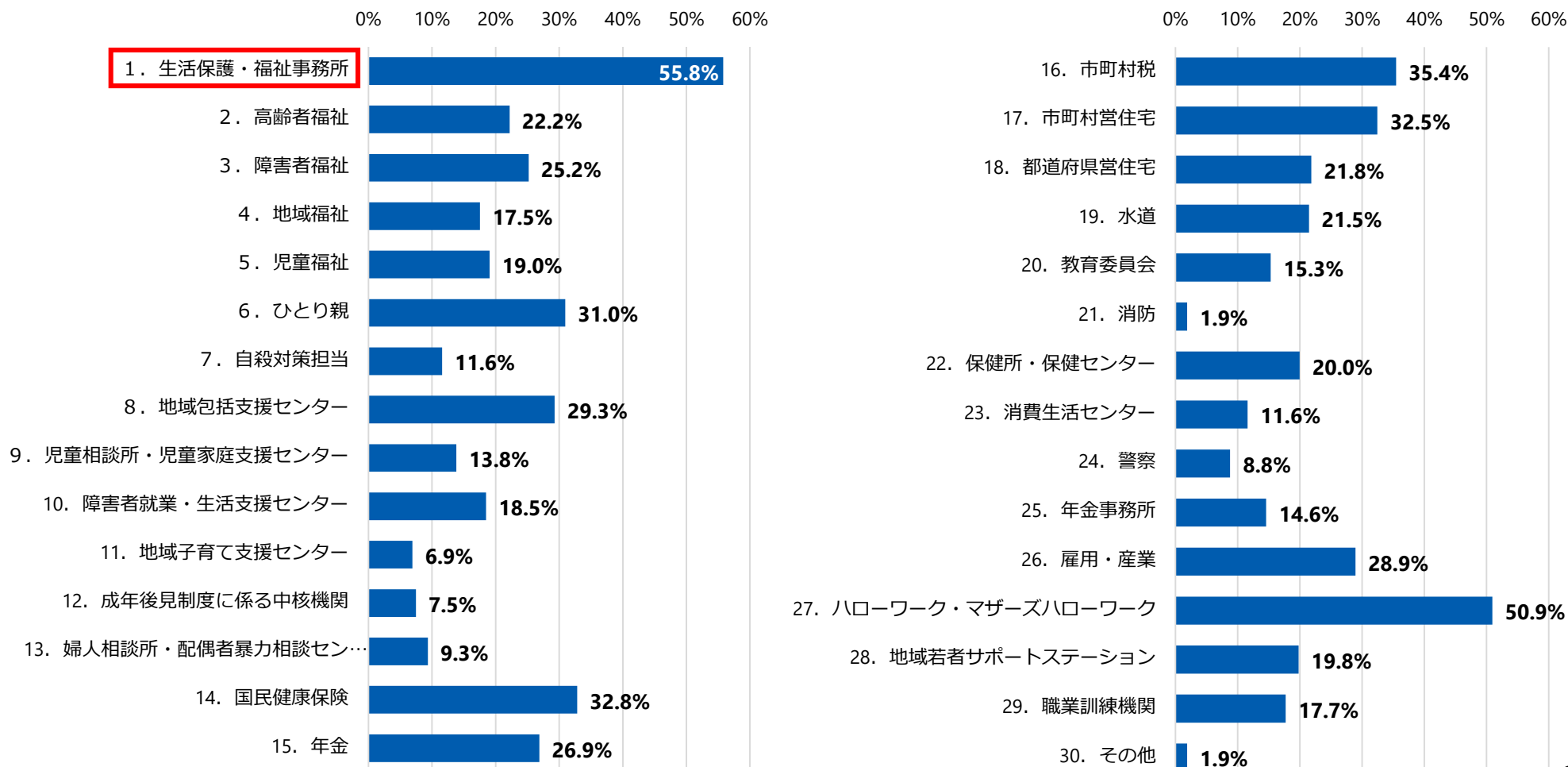


新型コロナの影響により新たに連携を強化した機関・分野について①

- 生活保護・福祉事務所やハローワークとの連携強化が多いものの、その他にも障害者福祉、ひとり親、地域包括支援センター、税・保険部局、市町村営住宅、雇用・産業など、幅広い分野で新たに連携強化が図られた。

※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合研究調査会）

行政機関



自立相談を利用する相談者のこれまでの相談歴の変化

- プラン作成者におけるこれまでの相談歴をみると、コロナ前後で「就労関係機関」、「生活・金銭支援関係機関」、「その他」が増加している。
- 具体的にみると、「社会福祉協議会」、「家計改善支援機関」、「食糧支援関係団体」、「外国人支援団体・相談窓口」、「家族・親族・その他キーパーソン」など行政以外の相談歴の件数が増加している。

プラン作成者におけるこれまでの相談歴

	2020年1月 (n=3032)	2021年1月 (n=4245)
就労関係機関 (ハローワーク、地域若者サポートステーション等)	4.9%	15.6%
医療機関 (病院、無料低額診療実施機関等)	2.0%	5.8%
障害者関係機関 (基幹相談支援センター、精神保健福祉センター等)	2.9%	6.5%
高齢者関係機関 (地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等)	4.3%	4.4%
子ども・DV関係機関 (行政の子ども家庭担当部署、学校等)	4.3%	6.2%
生活保護関係機関 (福祉事務所、支援機関等)	17.3%	20.8%
警察	0.2%	0.9%
更生保護関係機関 (更生保護施設、地域生活定着支援センター等)	0.1%	0.2%
生活・金銭支援関係機関	5.3%	55.3%
住まい支援関係機関 (居住支援協議会、不動産・保証関係会社等)	0.0%	1.6%
その他	8.7%	15.9%

①生活・金銭支援関係機関の件数内訳	2020年1月	2021年1月
行政の税担当部署	41	97
行政の保険・年金担当部署（年金事務所含む）	26	44
社会保険労務士	0	1
家計改善支援機関	5	52
食糧支援関係団体（フードバンク等）	3	32
小口貸付（生活福祉資金除く）	51	477
社会福祉協議会（生活福祉資金）	10	1486
社会福祉協議会（日常生活自立支援事業）	1	77
成年後見人制度の支援機関	6	4
法テラス・弁護士・司法書士	13	64
消費生活センター・消費生活相談窓口等	6	14

②その他の件数内訳	2020年1月	2021年1月
他地域の生活困窮者自立相談支援機関	4	29
民生委員・児童委員	20	35
外国人支援団体・相談窓口	0	21
ひきこもり支援機関	2	18
NPO・ボランティア団体	16	23
商店街・商工会等経済団体	0	4
町内会・自治会、福祉委員、近隣住民	8	4
ライフライン民間事業者（電気・ガス・水道）	0	6
保健所（動物・ペットの多頭飼育等）	0	0
社会福祉協議会（資金、日常生活自立支援以外）	6	106
その他行政の担当部署	140	128
家族・親族・その他キーパーソン	3	49
その他	66	252

※（左表）赤色：2020年1月から2021年1月にかけて5%以上増加している項目、（右表）黄色：2020年1月から2021年1月にかけて10倍以上件数が増加している項目

※ 生活困窮者自立支援統計システムより抽出